

江府町告示第32号

江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成23年江府町訓令第3号）の全部を改正する要綱をここに公布する。

令和6年4月22日

江府町長 白石 祐 治

江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱(平成23年江府町訓令第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、江府町補助金等交付規則(昭和38年規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)及び社会資本整備総合交付金要綱(平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。)に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 擁壁

住宅又は建築物の敷地を保全するために設置される鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない構造の擁壁をいう。

(2) ブロック塀

補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。

(3) 対象建築物等

住宅、建築物、擁壁若しくはブロック塀をいう。

(4) 耐震診断

国要綱に定める耐震診断をいい、補助要件に定める耐震診断基準により行われるものをいう。

(5) 改修設計

国要綱に定める耐震化のための計画の策定(工事監理を除く)をいう。

(6) 耐震改修、建替又は除却

国要綱に定める耐震改修、建替又は除却をいう。

(7) 耐震改修等

耐震診断、改修設計、耐震改修、建替又は除却をいう。

(8) 設計図書

建築基準法第2条第1項第12号に定める書類をいう。

(9) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」

一般財団法人日本建築防災協会が発行する最新の「木造住宅の耐震診断と豊胸方法」をいう。

(10) 指針

建築物の耐震診断および耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）をいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）に定めるところによる。

(交付目的)

第 3 条 本補助金は、江府町耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物、擁壁（住宅又は建築物に付属するものに限る。以下同じ。）及びブロック塀の耐震診断及び耐震改修並びに住宅・建築物の建替及び除却を促進することにより、これらの安全性向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 4 条 町は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業について、本町に存する当該対象建物の所有者もしくは団体（以下「所有者等」という。）に対し、本補助金を予算の範囲内で交付する。ただし、他の助成制度を利用しているものには、本補助金は交付しないものとする。

(1) 木造住宅耐震化総合支援事業

既存木造住宅の耐震診断、改修設計及び耐震改修（建替を含む）を所有者等が行うことをいい、補助対象経費、補助要件、補助率（以下、「補助内容」という。）は別表 1 に定めるとおりとする。

(2) 非木造住宅耐震化総合支援事業

既存非木造住宅の耐震診断、改修設計及び耐震改修（建替を含む）を所有者等が行うことをいい、補助内容は別表 2 に定めるとおりとする。

(3) ブロック塀等耐震対策事業

既存ブロック塀等の耐震診断、除却又は改修（除却した範囲に行うフェンス・生垣・木塀等での復旧）を所有者等が行うことをいい、補助内容は別表 3 に定めるとおりとする。

- 2 前項各号の事業に係る対象経費の額については、仕入控除税額（当該対象経費含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

- 3 対象事業の実施に当たっては、町内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

第 5 条 規則第 5 条の規定により、本補助金の交付の申請をしようとする者は、江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請書（様式 1 号）を町長に提出しなけれ

ばならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、それぞれ次の各号に定める様式によるものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

3 町長は、補助金交付申請書が提出されたときは、内容を速やかに審査し、交付決定をするときは、江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第6条 補助対象者は、交付決定を受けた補助金の申請に係る内容を変更しようとするときは、江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に、変更の内容がわかる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる変更以外の変更は変更交付申請を要しない。

(1) 補助対象事業費の増額

(2) 補助対象事業費の2割を超える減額

2 町長は、変更承認申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、承認したときは、江府町震災に強いまちづくり促進事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 前項の補助事業等実績報告書（様式第7号）号には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 請求書・領収書等支出の内訳を証する書類

(4) 耐震基準に適合する旨を証する書類

(5) 事業の成果を示す資料・写真等

(6) その他町長が必要と認める書類

3 補助対象者は、第1項の規定による報告に際し、対象事業費の額から当該報告の時点で明らかになっている補助事業に係る仕入控除税額（以後、「実績報告控除税額」という。）に相当する額を控除して得た額を精算額として報告しなければならない。

4 町長は、実績報告書が提出されたときは、内容を速やかに審査し、適当と求めた場合は、江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

5 補助対象者は、前項の規定による確定通知を受けたときは、江府町震災に強いまち

づくり促進事業補助金請求書（様式第10号）により、町長に補助金を請求するものとする。

（雑則）

第8条 規則に定めるものの他、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、交付の日から施行する。

別表 1 (木造住宅耐震化総合支援事業)

補助内容	耐震診断	改修設計	耐震改修 (建替含む)
対象建物	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋		
補助対象経費	所有者等が行う木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修又は建替の設計に要する経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修又は建替に要する経費
補助率	2/3	1/2	4/5
補助上限額	72 千円/戸 (設計図書がない場合は 89 千円/戸)	160 千円/戸	1,200 千円/戸
補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。			
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されたもの、又は ZEH 水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準 (令和 4 年 10 月 28 日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準 (案) を含む。) に基づく耐震性能の検証が必要なもの。			
建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの			
次のいずれかに該当する耐震診断基準 (その時点における最新のものであって、ZEH 壁量検証を含む) によって行われるものに限る (1) 建築基準法施行令第 3 章 第 8 節に規定する構造計算によるもの (2) 指針第 1 に示すもの (3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (4) その他(1) から(3) までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	当該設計により改修工事を行うもの	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第 19 条及び第 20 条の規定に適合 (2) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない Iw が 1.0 以上となるもの (3) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない Iw が 0.7 以上となるもの ((2) の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。) (4) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない 2 階建の 1 階部分の Iw が 1.0 以上となるもの ((2) の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。) (5) (1) 及び(2) に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの (6) ZEH 水準の木造住宅については、上記(1)、(2) 又は(5) のいずれか及び省エネ壁量等基準に適合するもの	
	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの又は、本要綱に基づく耐震診断と併せて改修設計を行うもの。	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る	

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

(注) 住宅の耐震改修と併せて実施する擁壁 (住宅に付属し、不特定の者が通行する道に面するものに限る。) の耐震対策については、限度額の範囲内で含めることができる。

別表 2 (非木造住宅耐震化総合支援事業)

補助内容	耐震診断	改修設計	耐震改修 (建替含む)
対象建物	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋		
補助対象経費	所有者等が行う非木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費		
補助率	2/3	1/2	4/5
補助上限額	136 千円/戸 (第二次診断法以上の診断法に限る)	160 千円/戸	1,200 千円/戸
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの		
	建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの		
	次のいずれかに該当する耐震診断基準 (その時点における最新のもの) によって行われるものに限る (1) 建築基準法施行令第 3 章第 8 節に規定する構造計算によるもの (2) 指針第 1 に示すもの (3) 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第 2 次診断法若しくは第 3 次診断法によるもの (4) その他 1) から 3) までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	当該設計により改修工事を行うもの	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第 19 条及び第 20 条の規定に適合 (2) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない I_s が 0.6 以上かつ q が 1.0 以上となるもの (3) (1) 及び(2) に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの
		建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの又は、本要綱に基づく耐震診断と併せて改修設計を行うもの。	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあつては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

別表3 (ブロック塀等耐震対策事業)

補助内容	耐震診断	除却			改修		
対象ブロック塀	耐震診断義務付けブロック塀	耐震診断義務付けブロック塀	避難路沿ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀	耐震診断義務付けブロック塀	避難路沿ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀
補助対象経費	所有者等が行うブロック塀の耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費	所有者等が行うブロック塀の除却工事に要する経費またはブロック塀の長さに補助単価を乗じた額のいずれか低い額			ブロック塀の除却工事後に所有者等が行う軽量なフェンス・生垣・木塀等での復旧に要する経費またはブロック塀の長さに補助単価を乗じた額のいずれか低い額		
補助対象経費の単価	—	18 千円/m (36 千円/m)			25 千円/m		
補助率	—	4/5	2/3		2/5	1/3	
補助上限額	48.96 + 0.204L 千円/件 (L:ブロック塀の長さ)	400 千円/件 (800 千円/件)	300 千円/件 (600 千円/件)	150 千円/件 (300 千円/件)	250 千円/件	200 千円/件	100 千円/件
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの						
	次のいずれかに該当する耐震診断基準(その時点における最新のもの)によって行われるものに限る (1)建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (2)指針第1に示すもの (3)「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」により診断するもの。	—	(避難路沿ブロック塀) 次の条件をすべて満たすブロック塀 (1)町の地域防災計画又は耐震改修促進計画に記載された避難路沿いブロック塀 (2)高さが0.6mを超えるもの (3)不特定の者が通行する道路に面したもの (4)別表4または別表5の点検表より安全対策が必要と判断された危険性の高いもの(不特定の者が通行する道に面したブロック塀) 上記(2)~(4)の条件を満たすブロック塀	—	(避難路沿ブロック塀) 次の条件をすべて満たすブロック塀 (1)町の地域防災計画又は耐震改修促進計画に記載された避難路沿いブロック塀 (2)高さが0.6mを超えるもの (3)不特定の者が通行する道路に面したもの (4)別表4または別表5の点検表により安全対策が必要と判断された危険性の高いもの (5)(3)及び(4)の部分の全てのブロック塀について除却を行うもの(不特定の者が通行する道に面したブロック塀) 上記(2)~(5)の条件を満たすブロック塀		

※1 括弧に掲げる額は、ブロック塀撤去に併せて基礎を撤去する場合に適用する。

点検項目	点検内容 (「5.傾き、ひび割れ」、「6.ぐらつき」については、塀高さ0.6m以下の部分を除く)	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある	はい	いいえ
3. 控壁	長さ 4 m 以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の 1.5 倍以上ある	はい	いいえ
4. 基礎	根入れ深さが 20 cm 以上ある	はい	いいえ
5. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は 1 mm 以上のひび割れがない	はい	いいえ
6. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
7. その他	塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない	はい	いいえ
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ
<p>上記のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>報告者（建築士又はブロック塀診断士）</p> <p>資格（ ）建築士（ ）登録 第 号</p> <p>ブロック塀診断士 第 号</p> <p>住所</p> <p>氏名 ④</p> <p>（自署の場合は押印不要）</p>			

様式第1号（第5条関係）

番 号
年 月 日

江府町長 様

申請者住所
氏名

印

（自署の場合押印不要）

年度江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請書

令和 年度において、標記補助金を下記のとおり受けたいので、江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1, 交付申請額 円

2, 添付書類
事業計画書（様式第2号）
収支予算書（様式第3号）
事業経費の内訳がわかる見積書
補助要件を証する書類
その他町長が必要と認める書類

江府町震災に強いまちづくり促進事業計画書

1 補助対象建築物

所有者	住所
	氏名
建築物	所在地
	名称

2 事業計画（該当する事業に○をする）

建築物の安全性向上に役立てることを目的として、

木造住宅耐震化総合支援事業のうち 耐震診断 耐震設計 耐震改修 を行う。

非木造住宅耐震化総合支援事業のうち 耐震診断 耐震設計 耐震改修 を行う。

ブロック塀等耐震対策事業のうち 耐震診断 耐震設計 耐震改修 を行う。

建築物の規模及び構造	造	階建て	延床面積	m ²
建設年度				
事業経費	耐震診断		円（税込）	
	耐震設計		円（税込）	
	耐震改修		円（税込）	
事業開始（予定）年月日				
事業完了（予定）年月日				

様式第3号（第5条関係）

江府町震災に強いまちづくり促進事業（変更）収支予算書・決算書

収入の部

科目	予算（決算）額	備考
補助金	円	
その他 （個人負担金等）	円	
合 計	円	

支出の部

科目 （耐震診断、耐震設計、 耐震改修等の内訳）	予算（決算）額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

消費税仕入控除税額の有無

有（	円）
無	

様

江府町長

江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書で申請のあった江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金については、江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額

算定基準額	(内訳)		交付決定額	(内訳)	

※補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従うこと。

※要綱第6条に該当する変更がある場合には、速やかに変更申請を行うこと。

様式第5号（第6条関係）

番 号
年 月 日

江府町長 様

申請者住所
氏名

印

（自署の場合押印不要）

令和 年度江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付発江 第 号において、交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので、江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

補助金等の名称	年度江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金
既交付決定額	円
変更交付申請額	円
差 引	円
変 更 の 時 期	
変 更 の 理 由	
添 付 書 類	

様

江府町長

令和 年度江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けの変更承認申請書で申請のあった江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金の変更については、江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

1 変更後の対象事業

2 変更交付決定額等

算定基準額	(内訳)		変更後 交付決定額	(内訳)	

江府町長 様

申請者住所
氏名

印

（自署の場合押印不要）

令和 年度江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付発江総第 号をもって交付決定通知のあった、標記補助金について
下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1, 実績額 円

2, 添付書類

事業報告書（様式第5号）
収支決算書（様式第3号）
請求書・領収書等支出の内訳を証する書類
耐震基準に適合する旨を証する書類
事業の成果を示す資料・写真等
その他町長が必要と認める書類

事業報告書

1. 耐震診断技術者

(ア)住所 (電話番号)

(イ)氏名

2. 改修設計者

(ア)住所 (電話番号)

(イ)氏名 () 建築士 () 登録第 号

3. 工事監理者

(ア)住所 (電話番号)

(イ)氏名 () 建築士 () 登録第 号

4. 耐震改修工事施工者

(ア)住所 (電話番号)

(イ)氏名 建設業許可 () 第 号

番 号
年 月 日

様

江府町長

年度江府町震災に強いまちづくり促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付発江総第 号で交付決定した標記補助金は、年
月 日付で提出のあった実績報告書に基づき下記のとおり確定したので、江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- | | |
|----------|------------------------|
| 1. 補助事業名 | 年度江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金 |
| 2. 交付決定額 | 円 |
| 3. 実績報告額 | 円 |
| 4. 確定額 | 円 |

様式第10号（第7条関係）

年 月 日

住 所

氏 名

印

江府町長 様

令和 年度江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付請求書

一 金 円也

年 月 日付発江 第 号をもって確定通知のあった標記補助
金について上記のとおり請求します。